

令和 年 月 日

国立市長 永見 理夫 殿

受注者

所在地

商号又は名称

代表者

⑩

誓約書

このたび令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価又は設計業務委託等技術者単価に基づく契約に変更するための契約金額の変更協議を請求するにあたり、下記の事項を厳守することを誓約します。なお、下記の事項に係る実施状況について、本件に係る変更契約締結後、報告するものとします。

記

- 1 技能労働者や技術者の適切な賃金水準の確保や処遇の改善に向け一層取り組むこと
- 2 下請契約の金額の見直し等を行い、労務費や法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約となるよう、一層の徹底を行うこと